

令3香南市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和3年1月7日

香南市監査委員 岩本 淳
同 有岡 正博
同 馴田 文雄

令和2年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和2年10月6日から16日まで

3 監査の対象事項

令和元年度決算のうち、下記の中から監査委員が選定したもの

(1) 契約・財産収入関係

【歳入】

財産収入（財産貸付収入、不動産売払収入、物品売払収入）

【歳出】

委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費（100万円以上）、補償補填及び賠償金、投資及び出資金

(2) 指定管理者関係

本市の施設の指定管理者になっている団体

4 監査の対象課

(1) 契約・財産収入関係

総務課・防災対策課・議会事務局・住宅管財課・会計課・地域支援課・企画財政課・環境対策課・福祉事務所・農林水産課（農林課・商工水産課）・商工観光課（商工水産課）・建設課・農業委員会・高齢者介護課・上下水道課・学校教育課・こども課・生涯学習課・消防本部

(2) 指定管理者関係

商工観光課（商工水産課）

令和元年度 指定管理委託料 羽尾林業活動活性化センター

5 監査の着眼点

(1) 契約・財産収入関係

ア 契約事務について、方法や手続は適正かつ公平に行われているか。

イ 財産の取得及び処分の手続について、相手、時期、価格、登記は適時かつ適正に行われているか。

(2) 指定管理者関係

ア 公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、法令等に基づき適正に行われているか。領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。

イ 条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 契約・財産収入関係

今回の監査は、契約・財産収入関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から説明等を聴取し監査を行った。

概ね規定どおり執行されているが、一部の課においては、関係書類について整理状況の不備・不良等が見受けられた。また、次のとおり留意、改善すべき事項が認められたので、これらを踏まえ根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 契約内容について

ア 普通財産売払収入（商工観光課）

上記契約は、香南市普通財産売却に関する要綱に基づき、市の土地を売却したものであるが、普通財産売却決定通知書において、物件の所在地に大字の記載がなかった。

普通財産売却決定通知書は契約の相手方が決定した時に、その旨を相手方に通知するものであり、物件の所在地は重要事項であることから、正確な表記が必要である。

今後は、契約事務における必要書類の作成については、記載の遺漏がないように十分な精査を行われたい。

イ 地下水涵養事業委託料（地域支援課）

上記業務の契約書においては、委託業務の実施面積の単位が記載されておらず、一部の契約書では委託料の金額の記載に誤りがあった。

委託業務における契約書においては、契約金額や委託面積は、契約を行う上での重要事項であり、正確な表記が必要である。

また、実績報告書においては提出日及び提出者の氏名の記載がなく、契約内容の履行確認資料としては不十分であると思われる。

今後においては、契約書や実績報告書の内容を十分に精査し、適正な事務処理に努められたい。

なお、この事業は令和2年度より担当課が地域支援課から商工観光課へ移管されており、事業内容の引き継ぎを確実にいき、遺漏のないように注意されたい。

(2) 契約の履行確認について

ア 総合子育て支援センター建設工事（こども課）

本工事において工事請負者から部分完成通知書が提出され、部分完成検査調書を作成しているが、完成年月日において時系列の整合性がとれていない箇所が確認された。

部分払については、香南市財務規則第118条において規定されており、検査調書は支払いを行う際の根拠となる重要な書類であるため、今後は書類を作成する際には、適正な事務処理に努められたい。

イ 高規格救急自動車購入業務（消防本部）

上記業務の仕様書の検査項目として中間検査が示されており、検査を実施したことを聴取により確認した。しかしながら提出された資料では、中間検査調書は確認できず、完了時の検収調書に中間検査を実施した旨の記載もされていなかった。

また、香南市物品会計規則第8条に規定されている検収を行い、物品検収調書の検収職員は消防長となっているが、検収調書に添付されている検収報告書では消防次長が代理として検収を行っており、不適切な事務処理となっている。

検収職員は、納品された現物について当初の契約内容と相違がないか確認し、給付の完了を確認することが必要であり、代理で検収を行うことは不適切である。

今後は、規則等の法令に則った適正な検収を行い、確実な履行確認に務められたい。

(3) 出資金における出資証券の管理について（商工観光課）

本市では、物部川DMO協議会へ出資を行っており、当該出資における出資証券の原本が担当課で保存している関係文書の簿冊に保管されていることを確認した。

当該出資証券は、香南市公有財産管理規則第9条に規定されている財産台帳に出資金額を記載すべきものとされている公有財産である。

また、地方自治法第170条で規定されている会計管理者のつかさどる会計事務には、有価証券の出納及び管理が含まれていることから、当該証券は会計管理者が管理すべきものであり、不適切な公有財産の管理となっている。

担当課においては、公有財産の管理における関係法令を改めて確認し、適切な管理を行われたい。

2 指定管理者関係

- (1) 対象指定管理者 羽尾わくワク村
- (2) 担 当 課 商工観光課
- (3) 委 託 業 務 名 羽尾林業活動活性化センターの指定管理委託料
- (4) 指定管理委託料 1,424,600 円
- (5) 指定管理の業務範囲 羽尾林業活動活性化センターの設置及び管理に関する条例第 17 条に規定する業務。
利用許可及び利用料の徴収に関する業務、指定管理者が行う監督処分に関する業務、活性化センター施設及び設備の維持管理に関する業務。

(6) 意 見

指定管理者である羽尾わくワク村に対し、羽尾林業活動活性化センターの管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿について検査・確認し、条例及び協定書に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。

また、担当課に対しては、指定管理者への指導監督が適切になされているかについて監査を実施した。

羽尾わくワク村における出納及びその他関連事務並びに指定管理担当課の指導状況について監査した結果、運営及び帳簿の管理について一部不十分な箇所が見受けられた。

当該施設は地域における公民協働の拠点施設であり、基本協定書にあるように、管理業務にあたって求められる公共性の理解と、民間事業者の利益の創出が基本であるという、お互いの趣旨を尊重しながら連携を図り、担当課は、より丁寧な指導監督に努められたい。